

## 国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務 全項目評価書(素案)の概要について

本資料は特定個人情報保護評価書(全項目評価書)素案の概要版です。評価書本体は仙台市HPに掲載しているほか、本資料の配布場所でご希望の方に配布しておりますのでお声がけください。(部数が限られます)

### 1 事務の名称及び概要

#### (1) 事務の名称

国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務

#### (2) 事務の概要

・国民年金に関する事務は国民年金法(以下「国年法」という)に基づき次の事務を行っている。

①第1号被保険者の資格喪失の承認申請(任意脱退)の受理、資格取得・種別変更・資格喪失・死亡の届出の受理

②第1号被保険者・任意加入被保険者の氏名変更・住所変更の受理、住所変更報告(転出)・居所未登録者の報告、資格記録・生年月日性別訂正報告書の報告、基礎年金番号通知書の再交付申請の受理、付加保険料の納付の申出の受理、付加保険料の納付しないことの申出の受理

③任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者の資格取得・資格喪失(死亡喪失)申出の受理

④農業者年金基金の被保険者である第1号被保険者の付加保険料の納付の申出の受理、付加保険料の納付しないことの申出の受理

⑤保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会)の該当届出、不該当届出の受理

⑥保険料全額(または一部)免除の申請、保険料全額(または一部)免除の取消の届出

⑦納付猶予の届出、取消の届出

⑧学生などの保険料納付の特例に係る申請、特例の不該当届の申請、特例の取消の申請

⑨老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の受理・審査・通知

⑩厚生労働省社会保障審議会(年金記録訂正分科会)への情報提供

・年金生活者支援給付金に関する事務は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、以下の事務を行う

⑪年金生活者支援給付金の請求に関する書類の受理・確認

⑫年金生活者支援給付金の受給者資格と見込まれる者及び、その世帯員の所得状況の情報提供

## 2 特定個人情報の内容

### (1) 特定個人情報ファイル名

〈年金情報ファイル〉

国年法に則り、国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格異動届、免除申請等及び年金生活者支援給付金の認定の請求等を受理する上で、被保険者及び受給者の正確な世帯構成、所得状況等を把握することを目的として用いられている。

### (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う必要性とメリット

所得情報、住民票関係情報が必要な場合は、日本年金機構が情報提供ネットワークを通じた地方税関係情報、住民票関係情報の照会が可能になり、行政効率の向上が図られる。

### (3) 法令上の根拠

〈行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）〉

ア第9条 第1項 別表の46、116、128の項

〈行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令〉

ア第24条の2

イ第68条の2

## 3 特定個人情報ファイルの取扱いの概要

### (1) 入手及び使用について

#### ア 概要

(ア) 本人及び日本年金機構から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手する。また、庁内他業務を通じて情報を入手する事項については、番号法第9条第1項別表の46, 116, 128の項にて明示されていることを示すとともに、必要な情報を入手することに関して本人に承諾を得る。

(イ) 入手した特定個人情報は、国民年金第1号被保険者資格の管理、保険料免除判定、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求、日本年金機構において年金生活者支援給付金の審査及び給付を行うにあたり本人を特定する業務において使用する。

#### イ リスク対策

(ア) 届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することのないよう努める。

(イ) 届出内容をシステムへ入力後、届出書等とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。

(ウ) システムへの情報の登録の際に以下の措置を行なっているため対象者以外の情報の入手は防止されている。

①システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証による認証を行っている。

②システム操作履歴をユーザー単位で記録し、データとして毎日保存している。  
なお、消去は行わないこととしている。

(2) 取扱いの委託の有無について

ア 概要

以下の業務について、特定個人情報ファイルの取り扱いを委託している。

〈国民年金システムの運用保守業務〉

国民年金システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。

イ リスク対策

(ア) 委託先を選定する際、委託候補者において個人情報保護の対策が適切かつ十分に取られているかの審査を行っている。

(イ) 委託契約書に以下の規定を設けている。

①個人情報の適正な取り扱い

②目的外使用の禁止

③使用者に対する遵守事項の周知義務

④個人情報の適切な管理のための措置をおこなう義務

⑤個人情報の収集に係る制限

⑥目的外提供の禁止

⑦複写等の禁止

⑧第三者利用の禁止

⑨契約終了時の返還義務

⑩契約違反時の発注者への速やかな報告、発注者の指示の順守

(ウ) 再委託については、発注者の書面による承諾を得た場合を除いて禁じているが、業務の性質上、再委託を認めることを想定していない。

(3) 提供及び移転の状況について

ア 概要

(ア) 提供

番号法もしくは国年法に定められた情報照会者に対し、業務に必要な範囲で特定個人情報情報の提供を行う。

① 主な提供先

日本年金機構

② 法令上の根拠

国民年金法第 3 条及び国民年金法施行令第 1 条の 2、国民年金法第 108 条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 29 条、第 31 条、第 32 条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、番号法第 9 条第 1 項別表の 46 の項、116 の項、128 の項

③ 提供する情報

- ・国民年金第 1 号被保険者の異動情報
- ・保険料免除、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報
- ・年金生活者支援給付金の支給にかかる審査に必要な世帯及び所得の情報

④ 提供方法

専用回線、電子記録媒体（フラッシュメモリ除く）・紙媒体の郵送

(イ) 移転

法令等に規定された事務について、庁内他課に対し、業務に必要な範囲で特定個人情報情報の移転を行う。

① 主な移転先

仙台市内の他部署

(市民局戸籍住民課、健康福祉局介護保険課)

② 法令上の根拠

- ・市民局戸籍住民課

住基法第 7 条第 11 号

- ・健康福祉局介護保険課

番号法第 9 条第 1 項、別表(第 9 条関係)第 100 項、仙台市個人番号の利用に関する条例第 3 条、別表第二 (第 3 条関係)、第 14 項、介護保険法第 129 条、第 203 条、介護保険法施行令第 22 条の 2 の 2、第 29 条の 2 の 2、第 38 条

③ 提供する情報

国保情報のうち、移転先で必要となる情報

④ 提供方法

庁内連携システム等

イ リスク対策

(ア) 事務の遂行上、他課等の保有する行政情報(特定個人情報を含む)を利用する場合は、予め当該行政情報に係る課の情報管理者(課長等)の承認を「行政情報利用協議書」にて受けることとしている。

(イ) データ授受の動作記録を残すことで不正な移転を抑止している。

#### (4) 保管および消去について

##### ア 概要

(ア) 被保険者、日本年金機構及び厚生労働省社会保障審議会(年金記録訂正分科会)からの年金資格情報の照会に対応するため、当分の間保管する必要がある。

(イ) 特定個人情報の消去は本市からの操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

##### イ リスク対策

(ア) 特定個人情報が記載された申請書、電子媒体等については、鍵付きの書庫等に保管している。

(イ) サーバーについては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに IC カードによる入退室管理、有人監視及び施錠管理を行っている部屋に設置している。

(ウ) 端末については、ワイヤロックで施錠をしている。

(エ) ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

(オ) 利用するシステムには、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。

(カ) ディスク交換やハード更改等の際は、各システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

(キ) クラウド事業者が HDD や SSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等にしながら確実にデータを消去する。

(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続について  
接続しない